

青警本生企第71号
平成29年6月13日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則の制定について

この度、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成29年6月青森県公安委員会規則第8号）が別添のとおり制定され、平成29年6月14日から施行されることとなった。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 制定の理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号。以下「改正法」という。）が平成28年12月14日に公布され、改正法第2条の規定による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）第17条の規定が平成29年6月14日から施行されることに伴い、公安委員会の権限に属する事務を本職及び警察署長に委任するため制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 本職に委任された事務

- ア 禁止命令等の実施（法第5条第1項）
- イ 禁止命令等をしようとする場合の聴聞（法第5条第2項）
- ウ 緊急禁止命令等の実施（法第5条第3項）
- エ 緊急禁止命令等をしたときの意見の聴取（法第5条第3項）
- オ 禁止命令等をしたときの通知（法第5条第6項）
- カ 緊急禁止命令等をしたときの通知（法第5条第6項）
- キ 禁止命令等をしなかったときの書面通知（法第5条第7項）
- ク 緊急禁止命令等をしなかったときの書面通知（法第5条第7項）
- ケ 禁止命令等の延長の処分の実施（法第5条第9項）
- コ 禁止命令等の延長の処分をしようとする場合の聴聞（法第5条第10項）
- サ 禁止命令等の延長の処分をしたときの通知（法第5条第10項）
- シ 禁止命令等の延長の処分をしなかったときの書面通知（法第5条第10項）
- ス 禁止命令等に必要の報告・資料の徴収等（法第13条第2項）

(2) 警察署長に委任された事務

- ア 緊急禁止命令等の実施（法第5条第3項）
- イ 緊急禁止命令等をしたときの通知（法第5条第6項）

- ウ 緊急禁止命令等をしなかったときの書面通知（法第5条第7項）
- エ 緊急禁止命令等に必要な報告・資料の徴収等（法第13条第2項）

担当 生活安全企画課
人身安全対策室

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の
委任に関する規則をここに公布する。

平成二十九年六月十二日

青森県公安委員会委員長 高畑 紀子

青森県公安委員会規則第八号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく青森県公安委員会の事務の委任に関する規則

(警察本部長への委任)

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察本部長に委任する。

- 一 法第五条第一項の規定による命令
- 二 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- 三 法第五条第三項の規定による命令
- 四 前号に掲げる命令に係る法第五条第三項に規定する意見の聴取
- 五 第一号及び第三号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知

六 法第五条第九項の規定による延長の処分

七 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞

八 第六号に掲げる延長の処分に係る法第五条第十項において読み替えて準用する同条第六項又は第七項の規定による通知

九 法第十三条第二項の規定による報告徴収等

(警察署長への事務の委任)

第二条 法第十七条第一項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。

- 一 法第五条第三項の規定による命令
- 二 前号に掲げる命令に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
- 三 法第十三条第二項の規定による報告徴収等（第一号に掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

附 則

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。